

第25期第10回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年5月7日(火曜日) 13:30~15:40

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	真鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠	第19番	山口三七夫
第9番	藤田隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第17番	渡邊勝俊		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

◇

13時30分開会

【原事務局長】

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員15人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

連休が終わり、みなさんほっとしているのではと思います。天候もそれほど悪くなく、雨もあまり降らず、農作業には非常に良かったのではと思います。これから日差しが強くなって暑くなってくると、暦の上では二十四節気の立夏ということで夏の訪れが見え始めます。この頃は暖冬で、冬も暖かく、夏も暑くなりますので、農作業等では水分を十分にとって体調には気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第10回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から議案第10号まで、農政関係は「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和6年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田隆委員と田坂健次委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第5号までは決議事項、第6号から第10号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予適格者証明願で、第1番の1件でございます。

内容といたしましては、田3筆、2,403㎡、畑2筆、434㎡、合計面積2,837㎡でございます。

2ページをお開きください。

1番の所在は、庄内町、相続人は1-1さんです。被相続人は庄内町、2-2さんです。

証明内容といたしましては、続柄は長男、別居、相続開始年月日は、令和5年7月2日でございます。

また、4月24日に地元委員の矢野委員と事務局の私とで現地確認を致しております。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、畑1筆、1,110㎡でございます。

4ページをお開きください。

59番の2-1さんの1件でございます、内容といたしましては、新規設定。

期間は、4年11か月間。利用権の種類は、使用貸借権となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、59番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第3号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございます。当該計画(案)に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、畑6筆、合計面積2,952㎡でございます。

6ページ7ページのうち、7ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、3-1さんでございます。

内容は、期間10年間、利用権の種類等は、使用貸借権、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページを御覧ください。

議案第4号「農地の使用貸借権設定について」と議案第5号「農地の所有権移転について」の20番は関連しておりますので、併せて議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、2番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第5号20番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

議案第4号2番、萩生字本郷、畑1筆、1,252㎡、続いて11ページをお開きください。議案第5号20番、萩生字本郷、畑1筆、304㎡、譲受人は市内在住の4-1さん。

譲受人は申請地の対面地に居住し、これまでも申請地の管理を行っていたとのことで、今回、正式に営農を開始することを目的に、申請地を取得及び借り受けるため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

以上、議案第4号2番及び議案第5号20番のいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の1ページ目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、飯尾博光委員か

ら報告をいただきます。

飯尾委員をお願いします。

【飯尾委員】

4月19日に現地の調査と譲受人に面会をしました。申請地は段差のある2枚の農地で、現在は上段で季節野菜が耕作されており、下段はトラクターで耕起し管理されているため、すぐにでも耕作可能です。地域との調和要件も特に問題なく、当該農地は譲受人の家と隣接しております。高齢ですが、元気で耕作意欲は非常にありますので、そういったところも問題ないと思われれます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、議案第4号2番及び議案第5号20番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の使用貸借権設定について」及び議案第5号「農地の所有権移転について」の20番を原案のとおり決定させていただきます。

10ページを御覧ください。

議案第5号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は2件となりますが、20番については先ほど関連議案として議案第4号と併せて御審議いただきましたので、19番について説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

19番、垣生三丁目、畑1筆、面積184㎡、譲受人は市内在住の5-1さん。

譲受人は現在5反1畝程の農地で耕作を行っており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは果樹を予定してい

るとのことです。

以上、19番の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の2ページ目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、私が地元委員となりますので報告いたします。

今回の申請につきましてですが、譲受人は毎月申請を出されています。果樹を作るといことで、今はレモンの苗を植えています。以前も申し上げましたが、農業経験は1年間農業大学校に行っていたということだけですので、不安に感じることもあるかもしれませんが、非常に熱心に取り組んでおられます。垣生山の一带がきれいになってきているので、地域の方も喜んでおられますし、長続きするのかという心配もあります。そういった中で、地域との調和要件には気をつけるようにと言っています。譲受人も十分注意してやっていきますとのこと。以上です。

それでは、19番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

12ページをお開きください。

議案第6号「国有農地の買受け適否について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第6号については、国有農地の売払いにかかる農地法第3条の許可の適否確認で、諮問件数は1件です。

13ページを御覧ください。

1 番については、農地法施行規則等の一部を改正する省令附則第 8 条第 2 項の規定に基づき売払われる国有農地について買受申し込みがあり、国有農地管理者である愛媛県農林水産部長より照会があったものです。

国有農地の売払いについては、農地法第 3 条第 1 項の例外事由に該当し、第 3 条許可は不要となりますが、買受希望者の買受けの適否については、農業委員会の意見を聴くものとされております。

なお、買受けの適否の判断基準といたしましては、農地法第 3 条の許可基準と同等となっており、当該事案については、議案書及びお手元に配布しております別紙 2 の調査書に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項の 5 号を除く各号には該当しないため、判断基準のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、1 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(近藤 (孝) 委員挙手)

【近藤 (孝) 委員】

この国有農地の土地は、使い勝手が無いので近隣の皆さんどうですかということできたのか、近隣の方がたまたま見て、だれも耕作していないので買いたいということになったのか、どちらですか。

【井上主任】

別紙 2 にも書いてあるのですが、元々、自作農の農地解放の時代に国が買収した農地を被相続人が借り受けておりました、相続してからずっと耕作を続けていたものになります。今回、農地法 3 条の下限面積要件が廃止になったことにより、今まで借り受けていたが、農地を買い受けたいということで今回の申し込みがありました。

【近藤 (孝) 委員】

私の近所でも、使っていない水路を買受けたいということがありました。

【藤田会長】

水路は、国の方から市の公有財産に代わっています。

【近藤 (孝) 委員】

改良区の図面では、水路の両脇に畔で農地として残っていますが、その場合も国は関係ないですか。

【藤田会長】

全部、市の方になっています。

【近藤（孝）委員】

わかりました。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり農地法第3条許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「国有農地の買受け適否について」を農地法第3条許可相当として、国有農地管理者である県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第7号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第7号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

15ページを御覧ください。

4番、庄内町三丁目、田2筆、申請人は7-1さん。

内容は自己住宅1戸95.36㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

16ページをお開きください。

議案第8号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第8号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は7件です。

17ページを御覧ください。

49番、宮原町、田2筆、譲受人は8-1さん。

内容は建売住宅6戸337.49㎡、一体利用地として雑種地及び宅地1,131.02㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、申請地の一部については過去転用許可を受けていたものの、所有権移転後、未着工のままであったことから、当該部分の事業計画変更申請も併せて提出されております。

50番、松木町、畑1筆、譲受人は8-2さん。

内容は住宅展示場1戸89.43㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は賃借権で期間は20年です。

51番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は8-3さん。

内容は倉庫1棟493㎡、一体利用地として宅地741.10㎡があり、1,000㎡

以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

52番、本郷一丁目、畑1筆、譲受人は8-4さん。

内容は自己住宅1戸79.89㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

53番、庄内町三丁目、田3筆、譲受人は8-5さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

54番、中西町、田2筆、譲受人は8-6さん。

内容は建売住宅2戸115.92㎡、一体利用地として、宅地37.19㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

19ページを御覧ください。

55番、土橋一丁目、田2筆、譲受人は8-7さん。

内容は建売住宅3戸141.59㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、49番から55番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、49番から55番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

20ページをお開きください。

議案第9号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第9号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。

21ページを御覧ください。

1番、宮原町、田2筆、当初計画者は9-1さん、申請者は相続人である9-2さんです。

変更内容は承継による変更及び事業内容の変更で、変更後の計画は先ほど議案第8号49番で御審議いただいたものとなります。なお、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上の事案につきましては変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、お願いいたします。

【藤田会長】

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

22ページをお開きください。

議案第10号「農地法第5条第1項許可の取消について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第10号は農地法第5条第1項許可の取消の1件です。

23ページを御覧ください。

1番、下泉町二丁目、畑3筆、当初計画者は10-1さん。

取消理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上の事案につきましては取消願及び添付資料を確認し、取消理由等について当初計画が杜撰であったことは否めないものの、転用事業者の故意又は重大な過失とまでは言えないものであることから、取消についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いたします。

【藤田会長】

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号「農地法第5条第1項許可の取消について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

24ページをお開きください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

【井上主任】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、3番、11-1さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、25ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日は、御案内しておりましたとおり、「令和6年度新居浜市の農業予算について」及び「報告事項1件」を議題といたします。

まず、「令和6年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

本日は、経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産課から菅課長、八木副課長、石川係長です。

質問等につきましては、最後一括してお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局から説明いたします。

【中島係長】

令和6年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

「令和6年度農業委員会に関する予算」を御覧ください。

それでは、説明いたします。表の上から2行目、節の行をご覧ください。

まず、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。

報酬700万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

次に、旅費19万2千円、交際費3万7千円、需用費44万2千円、役務費40万3千円、委託料82万5千円、備品購入費7万4千円で、それぞれ詳細は、備考欄のとおりでございます。

次に、負担金補助及び交付金55万5千円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。

以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計953万4千円の予算です。財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金16万円、耕作証明等の証明手数料1万9千円、農業者年金業務委託手数料13万2千円、情報提供に係るコ

ピー代1万円、一般財源が921万3千円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費及び耕作放棄地調査事業でございます。

需用費26万7千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費24万3千円は、トラクターによる耕起手数料及び通信運搬費でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計51万円の予算で、財源内訳はすべて一般財源になります。

以上、令和6年度農業委員会当初予算総額は、1084万3千円となっております。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いします。

【菅課長】

新居浜市経済部農林水産課長の菅でございます。

農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの皆様方にはいつも大変お世話になっております。

本日は、農林水産課所管の農業予算及び事業の概要について、農業委員会から前年度に提出がありました「新居浜市農業施策に関する意見書」との関連と併せて、御説明させていただきます。

お手元の資料（別紙1）を御覧ください。

まず、農業委員会からの前年度意見書関連で、1「担い手の確保と育成について」でございます。

1、農業振興費です。

これは、農業振興等を事業目的とする各農業関係団体（西条地区農業改良普及事業推進協議会、新居広域営農団地推進協議会、愛媛県畜産協会、えひめ愛フード推進機構、東部家畜衛生推進協議会及び青年農業者協議会）等への負担金や農業推進に係る事務費、地産地消協力店認定に係る事務経費等を支出するものです。令和6年度の予算額は、142万8千円となります。

次に、2、青年就農者育成支援事業です。

この事業は、令和3年度までは次世代人材投資事業として50歳未満の新規就農者を対象に、年間最大150万円の資金を最長5年間交付するものでしたが、令和4年度からは新規就農者育成総合対策の経営開始資金として、50歳未満の新規就農者を対象に、交付期間が3年間となり、機械補助のメニューも新設されています。予算額は、750万円となります。

次に、3、農林漁業資金利子補給事業補助金です。

担い手の確保・育成を図るために、農業者等に対して、金融面から支援し、負担を軽減させ、農業経営の改善が図れるように、農業近代化資金等の貸付金について、県及び市が利子補給を行っている事業です。予算額は、32万3千円となります。

次に、4、愛媛県農業共済組合育成事業補助金です。

農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済組合に対し運営の一部補助を行う事業です。予算額は、26万8千円となります。

次に、5、病虫害防除対策事業です。

これは、新規事業で、令和5年度に垣生地区で発生したジャンボタニシ被害対策として、防除資材購入費の一部(1/3)を補助し、ジャンボタニシの拡大を防ぎ、良好な水稻育成環境の維持に努めることを目的としたものです。予算額は、7万8千円となります。

次に、6、地域計画策定緊急対策事業です。

これも、新規事業で、「人・農地プラン」から法定化された「地域計画」を令和6年度末までに策定するために係る事務経費です。なお、地域計画は地域の意向を取りまとめ、公表するものであるため、地域ごとに話し合いの場を設け、担い手や関係機関などと協議する必要があります。そのため、昨年度、大生院地区で協議を行っており、今年度は、9地区で協議の場を設ける予定となっていますので、ご参加・ご協力いただきますようお願いいたします。予算額は、27万7千円となります。

次に、7、経営所得安定対策直接支払推進事業等補助金です。

これは、経営所得安定対策を円滑にするため、必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する経費を支出する事業で、新居浜市農業再生協議会への全額県費補助金となります。従前は生産調整推進対策費という名前の事業でした。予算額は、147万7千円となります。

次に、8、大島七福芋作付け拡大事業です。

本事業は大島の七福芋(白いも)の栽培復元可能地1.1ヘクタールの作付け拡大にあたり、耕作放棄地の解消や鳥獣対策等を行う必要があり、地域おこし協力隊の導入を図ることにより、担い手不足の解消や圃場の整備、作付けを順次行い、作業効率及び生産性の向上を図ることを目指しております。また、大島地区の地域活性化にも寄与することができると考えております。令和2年11月1日から地域おこし協力隊員1名が着任しており、令和5年12月11日から、さらに1名加えて2名に増員しています。予算額は、2名の報償費や活動経費等959万2千円となります。これについては、国の補助となります。

次に、9、スマート農業推進事業補助金です。

これは、大島地区において、白いも生産に係るスマート農業に取り組む新居浜市スマート農業推進グループに対し、令和4年度に導入しているシステムの維持管理経費を補

助するものです。予算額は、34万1千円となります。

続きまして、前年度の意見書関連で2「地産地消の推進と食育の充実について」でございます。

10、いはいま農業まつり事業補助金です。

各種催し物を通じて、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展に尽くす、JAえひめ未来が主催で実施する「えひめ未来農業まつり」に対し助成する事業です。実績としては、令和2年度から令和4年度はコロナ禍によりやむを得ず中止となりましたが、令和5年度は12月10日（日）にイオンモール新居浜にて、来場者約1万5千人でした。予算額は、76万円となります。

次のページを御覧ください。

次に、11、自然農園推進事業です。

市内32カ所にある自然農園の土地所有者との連絡調整、各種行事の支援、新規開設や廃止する自然農園に必要な耕起・草刈り等に要する経費を支出します。予算額は、29万5千円となります。

次に、12、地産地消推進事業補助金です。

新居浜市食生活改善推進協議会が市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で地元農産物等を積極的に購入し使用することで、地産地消を推進し、また、地元農産物等を使用するレシピを配布するなどにより食農教育を行うものです。令和2年度及び3年度はコロナ禍により残念ながら実施しませんでした。令和4年度から再開しております。予算額は、15万円となります。

続きまして、前年度意見書関連で、3「有害鳥獣対策支援策の強化について」でございます。

13、有害鳥獣駆除費です。

これは、一部県補助金が入っている事業で、有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対し、捕獲活動経費の助成として、1頭あたり1万円の報償費等を支出するものです。予算額は、670万1千円となります。

次に、14、捕獲隊支援事業補助金です。

これは、県の補助事業で、市内3猟友会等に所属する駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料、猟友会会費等の一部を助成することにより、新居浜市における捕獲体制の充実を図ろうとするものです。予算額は、27万9千円となります。

次に、15、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金です。

これは、国の補助事業で、有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、成獣（イノシシ・シカ）1頭当たり7千円、成獣（サル）・焼却施設搬入が8千円、幼獣（イノシシ、サル、シカ）1千円の報償費等を支出するものです。予算額は、423万円となります。

次に、16、有害鳥獣農作物被害対策事業です。

これは、平成30年度から実施している市単独事業です。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の資材購入費の税抜金額の1/2の補助を行っています。補助金の限度額は、本年度から変更され、5万円から3万円に、認定農業者の方についても10万円から5万円に変更となります。また、ニホンザルの追い払いに有用な動物駆逐用煙火等を購入し、市民、自治会等に無償で配布し、地域住民の皆様と連携して、地域ぐるみで追い払いの推進も積極的に進めております。予算額は、225万3千円となります。

続きまして、お手元の資料（別紙2）1ページ目を御覧ください。

前年度意見書関連で、4「計画的な農業生産基盤整備の実施について」でございます。

農業生産基盤関係予算と、前年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。

1、土地改良施設耐震対策事業です。

本事業は、愛媛県が事業主体となり、防災重点農業用ため池の地震対策を実施し、新居浜市は事業負担金を支出するものです。今年度の予算額は550万円で、船木泉川(池田池)土地改良区が管理する池田池、且之上土地改良区が管理する宮ノ谷大池、岸之下土地改良区が管理する青木下池、治良丸土地改良区が管理する治良丸池の地震対策工事を、今年度全体事業費5,000万円で実施を予定しています。池田池は平成30年度から、宮ノ谷大池と青木下池は令和3年度から工事に着手しており、治良丸池は、今年度から工事に着手する予定です。なお、池田池、宮ノ谷大池は、今年度で工事が完了する予定です。

次に、2、農業用河川工作物改修事業です。

本事業は、県管理河川に設置された頭首工などの農業用河川工作物の改修を行うもので、先ほどの耐震対策事業と同様に、愛媛県が事業主体で実施し、新居浜市は事業負担金を支出するものです。内容としましては国領川にあります高柳土地改良区が管理する高柳堰の河床洗掘対策として護床工の整備を行うもので、令和5年度をもちまして事業が完了しましたため、今年度の予算措置はありません。

次に、3、ため池等整備事業です。

本事業は、新居浜市が事業主体となり防災重点農業用ため池の老朽化対策及び廃止を実施するものです。予算額は、7,191万3千円、令和5年度の繰越が3,096万7千円で、岸之下土地改良区が管理する芳谷池、且之上土地改良区が管理する柳谷中池の改修工事及び、大生院土地改良区が管理する八反池、宮ノ下池の廃止工事を実施するものです。芳谷池、宮ノ下池は令和5年度から工事に着手し、柳谷中池は今年度から工事に着手、八反池は今年度から実施設計を委託する予定です。宮ノ下池につきましては、令和5年度より予算を繰越し、現在、廃止工事を実施中で、6月末に完了予定です。

次に、4、ため池等整備事業補助金です。

本事業は、土地改良区が事業主体となり、防災重点農業用ため池の老朽化対策及び廃

止を実施するものです。予算額は、5,100万円で、吉岡泉土地改良区が管理する竜王池、岸之下土地改良区が管理する青木下池、阿島土地改良区が管理する三杭大池、松神子土地改良区が管理する又野東池、大生院土地改良区が管理する梨口池の5池を、補助率100%で実施を予定しています。竜王池は堤体の改修、青木下池は取水施設の改修、三杭大池、又野東池、梨口池は廃止するもので、5池とも本年度より工事に着手する予定です。

次に、5、県単独土地改良事業です。

本事業の採択要件としまして、土地改良区が管理している農道・水路等のうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものです。予算額は、600万円で、庄内土地改良区が管理する庄内新須賀幹線水路の補修工事を今年度全体事業費1,000万円で実施を予定しています。

次に、6、土地改良施設維持管理適正化事業です。

本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象です。予算額は、380万円で、金子土地改良区が管理するいかりやぶち水路、同じく金子土地改良区が管理する流地東水路、多喜浜土地改良区が管理するウ〜カの坪用水路を、今年度全体事業費1,100万円で実施を予定しています。3施設とも水路の補修を実施し、単年度で着手・完了します。

次に、7、市単独土地改良事業です。

この事業は、これまでご説明しました各種事業の適用外で、市内21の土地改良区が管理する農業用施設の改修に要する事業費を補助するものです。予算額は、3,500万円で、そのうち原材料費の支給を100万円としています。本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良区が優先順位を決定したのに対し補助するもので、計画的な執行に努めているところです。

次に、8と9、災害復旧事業です。

この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものです。国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費が40万円以上の箇所が対象となり、事業費が40万円以下の箇所につきましては、市単独災害復旧事業の対象となります。今年度の市単独災害復旧事業費としまして、1,000万円を計上しています。また、万が一、大規模な災害が発生した場合は補正予算等で対応したいと考えています。

続きまして、各事業の実施状況について説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

こちらは、県営事業で実施しています、池田池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は堤体下流側の地盤改良を施工しました。今年度は、堤体下流側の

復旧工事を進め、全事業完了となる予定です。

資料3 ページを御覧ください。

こちら、県営事業で実施しています、宮ノ谷大池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は堤体下流側の改良工事を進めました。今年度も同じく堤体下流側の改良工事を進める予定です。完成は令和7年度予定です。

資料4 ページを御覧ください。

こちら、県営事業で実施しています、青木下池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況です。前年度は堆積土の排出と底部の地盤改良を施工しました。今年度は堤体の改良工事を進める予定です。完成は令和8年予定です。

次に、資料5 ページを御覧ください。

こちら、県営事業で実施しています、高柳堰の農業用河川工作物改修事業の実施状況です。前年度は高柳堰の下流側に根固めマットを据付け、全事業が完了となりました。

次に、資料6 ページを御覧ください。

こちらは、市営事業で実施しています、芳谷池のため池整備事業の実施状況です。前年度より、ため池工事に着手し、取水施設及び堤体を改修しました。今年度も引き続き、堤体の改修工事を進めます。完了は令和7年予定です。

次に、資料7 ページを御覧ください。

こちらは、県単独土地改良事業で、吉岡泉土地改良区が管理する下散田送水管の改修工事です。老朽化した送水管を更新するもので、請負工事費は850万円で、施工延長は193.2mです。

次に、資料8 ページを御覧ください。

こちらは、土地改良施設維持管理適正化事業で、船木泉川（池田池）土地改良区が管理する客谷川池田池水路の改修工事です。水路のひび割れ補修や表面を被覆するもので、請負工事費は550万円で、施工延長は95.0mです。

次に、資料9 ページを御覧ください。

こちらは、9ページから11ページまでが市単独土地改良事業です。資料9ページは、治良丸土地改良区が管理する赤池線農道の改良工事です。拡幅工事で、請負工事費は256万3千円、施工延長は91.3mです。

次に、資料10 ページを御覧ください。

こちらは、角野土地改良区が管理する膳明西井手下水路の改修工事です。水路の全面

改修工事で、請負工事費は443万3千円、施工延長は62.5mです。

次に、資料11ページを御覧ください。

こちらは、金子土地改良区が管理する政枝西揚水機の改修工事です。水中ポンプの更新工事で、請負工事費は216万7千円です。

最後に、資料12ページを御覧ください。

こちらは、市営事業で実施しています農道維持管理事業です。上泉川土地改良区が管理する石代横持農道の舗装工事です。外1箇所と合わせて、請負工事費は573万8千円、施工延長は180.8mです。

以上で、新居浜市の農業予算及び事業等の概要についての説明を終わります。

今後とも、御協力の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、事務局、農林水産課から令和6年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何か御質問はございませんか。

(近藤(孝) 委員挙手)

【近藤(孝) 委員】

令和5年度の予算が出ていますが、令和6年度は増えているのですか。減っているのですか。

【菅課長】

若干ではありますが、減っております。昨年は他の事業が5～6事業ありましたが、今年はその対象の事業がありませんので、その分が減っています。

【近藤(孝) 委員】

私は農協の関係もしているのですが、西条や今治と比べて、農業者への市の助成が新居浜市は少ないと思います。毎年下がってきていると思います。こういったことは、市民から何か出てきて予算を決めているのですか。

【菅課長】

当然、市民等から要望があり開始する事業もございます。市として、実施していかなければならない事業であれば、財政とも協議をしながら予算が付く場合もございます。

【近藤(孝) 委員】

聞くところによると、新居浜は農業予算を削ってでも、子ども等のために税金を使おうという市政の内容になっていると聞くのですが、農業者に対して農業予算が増えることはなかなかないですか。

【菅課長】

そんなに予算を削ったというようには思わないのですが、元々、十分な予算が付いていないというようにも思います。

【近藤（孝）委員】

数年前なら、農産物を直売所に出すために、ハウスを建てたら半額補助というのもあったと思いますが、そういったものは無くなったのですか。

【藤田会長】

希望者がいません。希望者がいないから、無くなったんです。

【近藤（孝）委員】

そうなんですか。でも、何で無くなったのかという人もいます。

【藤田会長】

それは、農協関係等でまとめて意見を出さないといけません。すぐに、予算がないや少ないと言っても、市政全般が関わっています。ハウスに関しては、該当者がいないからということになっていきました。

【近藤（孝）委員】

私の近所でもハウスをしている人がいます。実績がない人がいて、補助金をやめるのはわかるのですが。

【藤田会長】

何年も申請がないから無くなったんです。

【菅課長】

国や県のハウスの補助は認定農業者等に対してはありますが、一般の農業者の方は対象になりません。

【井下委員】

ひとついいですか。

イノシシのワイヤーメッシュが限度額5万円から3万円になっているのですが。

【菅課長】

新居浜市の財政も厳しいところで、予算査定の中で、補助金額を下げて、広くいろいろな方に使ってもらうようにと財政の方にも言われました。元々は一般の農業者の方は5万円だったのを3万円、認定農業者は10万円だったのを5万円にするようにという指示がありました。金額のトータルはそれほど変わっていないのですが、対象者数を増やすということで単価を下げたということになっております。

【藤田会長】

今は、物価高でいろんな物が高くなっています。上が限られているから広く浅くというのもあるのですが、イノシシの個体数も増えて、ワイヤーメッシュ等で自己防衛していかなければなりません。元々の単価も上がってきているので、利用が増えるように等、そういったことも考えていただきたいと思います。

(加藤委員挙手)

【加藤委員】

青年就農者育成の分も5年間から3年間になっている。イノシシの補助金も減っている。これは、予算上のことですか。

【菅課長】

青年就農者につきましては、国・県の事業なので、制度が変わって期間が短くなりました。イノシシについては市単独の事業になりますので、これについては市の方針になります。

【加藤委員】

それと、ジャンボタニシで7万円程予算が付いていますが、どういった告知をされていますか。他の分もそうですが、対象者が、予算が付いているや期間が短くなっている等はわからないと思うので、どういったように告知していますか。

【菅課長】

ホームページ等に載せています。

ジャンボタニシは、垣生地区で垣生三丁目あたりの4町4反ぐらいの方が必要になってくるだろうということで、今のうちに対処しておかないと広がってしまうと駆除できないので、農協も含めて取り組んでおります。

【加藤委員】

予算があつたって、申請ができるということを知らなかつたら自分で薬買うとかいうことになるので、どのようにして農業者に知らせるのですか。

【菅課長】

それは、市や農協も含めて、必要な方はだいたい把握しているので、そういった方に広げていくということです。

【藤田会長】

今は、垣生一丁目にも増えつつあります。ジャンボタニシのことは、農協と連絡を密にして耕作者とも話をすればいいと思います。イノシシのことは、ホームページもありますが、窓口に来て言うことで知れるということもあると思います。

【加藤委員】

ジャンボタニシのことも、どういった申請があるのか等教えてもらわないと何もわかりません。

【菅課長】

市で3分の1負担します。申請手続については、農協さんにも要望しておきます。

【加藤委員】

農協が窓口ですか。

【菅課長】

そうです。わからないことがあれば、また農林水産課の方へ言っていただければと思います。

【藤田会長】

他にございませんか。

(高橋委員挙手)

【高橋委員】

2点お聞きします。

別紙1資料の鳥獣害の関係ですが、令和5年度の予算額に対して決算額はどれぐらい

になりますか。だいぶ余っていますか。

【菅課長】

そうですね。余っています。

【高橋委員】

ということは、猟友会の方たちが捕獲した数が計画より少なかったということですか。

【菅課長】

令和5年度は、かなり少なかったです。イノシシは半分以下しか獲れていません。通常の年で、鳥獣捕獲数は、令和3年度は430頭、令和4年度は497頭、令和5年度は334頭です。そのうち、イノシシは令和5年度で120頭、令和4年度で308頭です。サルはそんなに変わりはなく、令和5年度はシカが少し増えている状況です。今年度は少しイノシシが増えてきたかなという感じです。

【高橋委員】

私は旦之上なんですけど、今年から米を作るのをやめた人がいました。何でやめたのか聞いたら、イノシシの被害に嫌になって今年からやめたそうです。今、聞いたところによると頭数が少ないとのことですが、もうひとつ聞きたいのは昨年、北海道から鳥獣の会社の方が来て、実証実験を何ヵ月かやってみてうまくいけば、今年度から導入しようとか言っていたと思うのですが、今はどうなってますか。

【菅課長】

狩猟される方が、農業者の方で被害に遭っている場所を特定することが難しいということで、そういった位置情報を提供する会社でした。結局は、それから連絡もなくあまり進んでない状況です。

【高橋委員】

結構期待していたので、今年度予算を付けているのなら、昨年より捕獲頭数が増えるような手立てをしていただけたらと思います。

【菅課長】

くくりや箱罟等で猟友会の方が捕獲してくださっているので、それに頼るしかない状況でございます。

農業者の方も、自分の田や畑を守るためにワイヤーメッシュや電気柵をするといった

対策をした上でないとイノシシには入られますので、対策をみんなですていくことで被害は少なくなると思います。

【井下委員】

ひとつよろしいですか。イノシシを捕まえる猟期があると思うのですが、それを撤廃したらどうですか。そうしないとどんどん増えるのではないのですか。

【菅課長】

できる範囲で国・県等に話をしてみることはできますが、法律等で決まっていることなので、絶対できるということではないと思います。

【藤田会長】

狩猟免許を持っている人というのは、増えていますか。減っていますよね。そういった方たちを増やすこともしていかないといけないと思います。

【横井委員】

ちょっとすみません、サルの駆除用煙火を使ったら、朝が早いとか文句を言われます。

【藤田会長】

それは、市役所に言われても困ると思います。地域の方と話し合いをしてもらわないといけません。

農業共済で補助はしているのですか。新居浜市の被害が出ているのはお米しかないと思います。

とにかく、地域で取り組むことが必要です。イノシシが増えてどうしてくれるんだと市に言う人もいましたが、それは自分たちで自己防衛しないとけません。そのためのワイヤーメッシュや電気柵には多少の補助がありますよということです。

新居浜市も非常に厳しい財政運営をしていかないといけないと言われております。農業委員会の予算でも、先進地研修に行けなくなったということもあります。農業委員会だけでなく、市全体で非常に厳しい財政状況ですので、担当部署で頭をひねって出てきた結果が今回説明していただいた分です。あれもこれも少ないところはありますが、そういった中でみなさん協力してください。我々も、こういったことに予算付けてほしいと提案していかないとけません。

(神野(明) 委員挙手)

【神野(明) 委員】

煙火花火の配布の流れですが、自治会と書いていますが、個人で農林水産課に行ってほしいと言ったらいいのか、自治会を通じて配布してもらうのか、こういったようにしたらいいですか。

【菅課長】

煙火については、個人でも構わないので、まずは農林水産課に来ていただいて申請をしてもらって、煙火の使い方のビデオを見ていただいてから使ってもらようようになります。花火なら10本セット1回分でお渡しできます。煙火は講習が必要になります。

【神野（明）委員】

以前、私の地区の自治会で煙火の講習がありましたので、取扱いはわかっています。それ以降、煙火についての広報はひとつもないのですが。

【菅課長】

出前講座というのがありますので、煙火について説明をしてほしい場合は、こちらから出向いて行くような場合もあります。

今年度から鳥獣に詳しい担当は変わったのですが、昨年度は自治会に出向いて煙火の指導をしたということもありますので、言っていただければ説明できると思います。

【神野（明）委員】

講習はみなさん受けているので、使い方はわかると思います。煙火というのは、毎日たくさん使います。私の地域でも使用量が多いので、地域のことも考慮していただければと思います。また、農林水産課に出向いて煙火をもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

(神野（鉄）委員挙手)

【神野（鉄）委員】

ひとつお聞きしたいのですが、ため池工事の計画変更は受けているのですか。

【石川係長】

ため池工事の計画変更については、各事業主体が必要とあらばやるということになります。

【神野（鉄）委員】

必要というのは、どういうことですか。

【石川係長】

事業というのは進めていくと、再度方法を変えないといけなかったり、なかなか進まなかったりすることがあるかと思います。当初に計画を立てたものと違う状況になった場合には、一定の制限の中で、もう一度みなさんの同意を取り直して計画を変更するとなっております。

【神野（鉄）委員】

それはどこかに申請したらいいということですか。

芳谷池の工事で、第一段階が今終わっているのですが、堤防の高さがものすごく高くなって、あとの管理がかなりしんどい状態になっているのと、水利組合の方に金額的なものがあまりないのに、県の方から80万～90万程負担してくれときているのですが、これはよう払わんということになっているのですが。

【石川係長】

それはおそらく、県土連の協議会の賦課金だと思われます。併せて市の協議会の賦課金もまたあると思うのですが、それについては各改良区さんに請求がいつていると思います。ですので、単独の水利組合に請求しているのではなく、各改良区さんに協議会の負担金として賦課金を頂戴しているというのは、協議会の中の会則で決まっていると思います。

先程の堤防を変えられるかというお話ですが、それに関しては基準通りしているものなので、基準を外れて変えることはできないと考えておいてもらえればと思います。

【神野（鉄）委員】

ありがとうございました。

【藤田会長】

他にございませんか。

なかなか、新しい委員さんはわかりにくいかもしれませんが、我々はここで会をしていく中で、みなさんから意見や要望を出してもらえればと思います。要望を出したからといって通るとは限りませんが参考にしてくれるのではと思いますので、そういったことを期待したいと思います。

本日はお忙しい中、農林水産課の職員の方々には総会に御出席いただきましてありがとうございました。

職員の方は、退席をお願いします。

次に、お手元にお配りしております議案書1ページを御覧ください。

「令和5年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

報告事項「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」説明させていただきます。

総会資料1ページを御覧ください。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、令和5年4月5日に開催しました第24期第35回総会において決定した令和5年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。まず、1ページにつきましては、農業委員会の状況を記載しています。

次に、2ページから4ページまでをお目通しください。

1、最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積(2)遊休農地の発生防止・解消(3)新規参入の促進です。内容としては、現状及び課題、令和5年度の目標及び実績等を記載しております。

次に、4ページを御覧ください。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、(2)活動強化月間の目標と実績についてを記載しています。

次に、5ページを御覧ください。

(3)新規参入相談会について、参加目標と実績を記載しています。

今後の予定としましては、ただいま説明しました令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価等を県知事へ報告するとともに、新居浜市ホームページにより公表することになります。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上をもちまして、議案の審議がすべて終了いたしました。

第10回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員